

経済産業省

平成23・12・13製局第1号

平成23年12月13日

社団法人日本ファインセラミックス協会 殿

経済産業省製造産業局長



製造業等における産業事故の防止について（要請）

製造業等における保安体制については、企業活動において最大限配慮されるべきものです。

今後、産業事故の撲滅を期するためには、安全第一主義により一層徹底し、万全の対策を講ずる必要があると考えます。

つきましては、貴法人・団体の会員各企業に対し、機械設備の安全性の再点検、安全操業体制の再確認、従業員に対する安全教育の徹底及び事故発生時における連絡体制の強化など産業事故の防止策の強化に努められますよう周知徹底していただくとともに御指導をお願いいたします。